

令和7年度

新規電源開発地点検討支援業務

特記仕様書（案）

令和7年6月

長野県企業局

電気事業課

第1章 総則

1 適用

本特記仕様書は、長野県企業局電気事業課が実施する「令和7年度 新規電源開発地点検討支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

なお、本特記仕様書に明記されていない事項でも本委託業務遂行上当然必要と思われる事項等については、受託者の責任において完備するものとする。

2 業務目的

本業務は、県が事業性評価を実施した地点について、今後「長野県企業局公募型プロポーザル方式（設計・施工一括発注工事）」で発注するため、事業性評価の精査及び発注に必要な図面の作成を行うものである。

3 業務概要

- (1) 事業性評価の精査 6か所
- (2) 図面作成 6か所
- (3) 上記業務遂行のために必要な測量・調査等 一式

4 履行期間

契約日から令和8年3月18日（水）まで

5 適用規格

本業務に係る設計は、以下の基準・規格に基づき行うものとする。

- (1) 電気設備技術基準及び同解釈
- (2) 発電用水力設備技術基準及び同解釈
- (3) 水門鉄管技術基準
- (4) 電気規格調査会標準規格（JEC）
- (5) 日本産業規格（JIS）
- (6) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- (7) 電気協同研究会
- (8) その他関係基準・規格

6 業務対象地域

本業務の対象地域は、下記のとおりとする。

- (1) 飯田市地点 長野県飯田市
- (2) 須坂市地点 長野県須坂市
- (3) 大町市地点 長野県大町市
- (4) 南牧村地点 長野県南佐久郡南牧村
- (5) 上松町地点 長野県木曾郡上松町
- (6) 白馬村地点 長野県北安曇郡白馬

なお、各地点の概要については「守秘義務対象開示資料」として配布するため、配布を求める者は別紙「守秘義務対象開示資料提供申込書（様式2-1号）」及び「守秘義務に関する誓約書（様式2-2号）」を提出すること。また、「守秘義務対象開示資料提供申込書（様式2-1号）」及び「守秘義務に関する誓約書（様式2-2号）」を提出していない者に対して「守秘義務対象開示資料」を開示する場合は別紙「第二次被開示者への資料開示通知書（様式2-3号）」を提出すること。

7 疑義の協議

この特記仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、委託者に協議し、指示を受けること。

8 電子納品

本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品に係る実施要領は長野県公式ホームページに掲載のとおりである。

第2章 新規電源開発地点検討支援業務に関する事項

1 業務内容

(1) 打ち合わせ、協議、報告

着手時、中間及び完了時1回を原則とする。なお、打合せ場所については、長野県企業局電気事業課（長野県庁）を想定している。

(2) 現地調査

各地点において取水地点、水路、発電所地点及び放水地点等について県担当者と共に現地踏査を行い、状況を把握する。

(3) 事業性評価の精査・発電計画基本事項の検討

次に掲げる事項について、検討・算定を行う。検討・算定に当たっては、県が実施した事業性評価に係る資料（流量観測資料、水路ルート及び施設配置イメージ図、事業性試算、現地写真等）は貸与が可能である。当該資料を精査の上、必要に応じて見直しを行うこと。

ア 流況資料、河川維持流量

イ 施設の配置計画（取水口、水圧管路、発電所位置）

ウ 取水位、放水水位（測量により確認）

エ 発電規模（最大出力、最大使用水量、有効落差等）及び電力量

オ 事業費

※事業費の算定は機器の見積りを徴取する等、より実態に近い費用を算出すること。

(4) 概略計画図書作成

次に掲げる概略計画図書を作成する。

ア 施設配置の全体平面図

イ 水路断面図（水路縦断面図、取水口地点及び発電所予定地の河川横断面図）

ウ その他、必要な図面（仮設計画図等）

(5) 報告書作成

(3)で行った事業性評価について各地点をまとめる。

2 安全管理

(1) 作業実施にあたり、水陸交通の妨害や公衆への迷惑が生じないように、受託者の責任において十分な管理に努めなければならない。

(2) 作業実施にあたり、必要に応じてヘルメット・救命胴衣等を着用するなど、安全に留意しなければならない。

(3) 雨天のもとでの作業実施の場合は特に、安全や健康管理に十分配慮しなければならない。